

平成30年第2回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月13日（水曜日）午前9時03分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
5番	大久保弘子君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

4番	廣瀬 賢一君	9番	大久保 武君
----	--------	----	--------

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	中久喜 勉君	秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君
総 務 部 長	野村 勇君	企画財政部長	中村 弘君
保健福祉部長	塚原 勝美君	産業建設部長	生井 俊一君
総 務 課 長	生井 好雄君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 齐君
福 祉 課 長	川村 俊之君	国保年金課長 兼 健 康 増 進 課 長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
農業委員会 事 務 局 長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総務課補佐	中川 貴志君
財 務 課 主 査	安江 薫君		

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈  
主 幹 田神 宏道

---

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

### 議 事 日 程 （第3号）

平成30年6月13日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

---

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合は退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださるようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

---

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、2番、国府田利明議員の質問を許します。

ここで、国府田議員より事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可をいたします。

2番、国府田利明議員。

（職員配付）

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

事前の資料配付でございますが、先般の定例議会におきまして保健の総合計画書の5ページに記載されている内容のものとなっております。

また、今回質問に関しまして、副町長に答弁を求めるものがあるのですが、欠席でございますので、そこは省略させていただきたいというふうに思います。

私の項目は8項目となっております。主に大項目1から3までは、国保関連の質問となります。

この10年で国民医療費は1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円になる見込みです。そういう中で国民健康保険制度を将来にわたって守り続けるため、今年の4月から茨城県に設置された特別会計で一元化に財政運営をされることとなりました。つまり県と市町村がともに保険者となり、国保の財政運営の中心的な役割を担うというふうになったということでもあります。その目的は、国民健康保険の財政を安定させ、事業を効率よく進めていくことにあります。したがって、今年度からは茨城県が保険給付に必要な費用を全額八千代町に支払い、八千代町は茨城県が決めた国民健康保険事業納付金を県に納めなければなりません。

八千代町国民健康保険特別会計を見ますと、これまで必要な保険給付費を捻出するため、一般会計からの法定内繰り入れと法定外繰り入れをしながら維持をしてきました。つまり本来国民健康保険事業に要する費用は、国や県から補助金を除いた額を国民健康保険税として被保険者から徴収確保しなければなりません。しかし、八千代町の国民健康保険特別会計は、保険税だけでは必要な額を賄うことができず、福祉、教育、道路整備等の行政サービスのために使う一般会計から繰り入れをして何とか維持をしている

ということであります。

今般の県の財政一元化によってもその状況に変わりはなく、残念ながら八千代町の国民健康保険財政が健全化されたというふうには言いがたい状況にあります。そこで、1、国民健康保険財政の広域化による八千代町への影響について、2、八千代町国保会計の現状、3、八千代町国民健康保険総合計画の大きく3つにわたって質問をします。

まず、第1点目の国民健康保険財政の広域化による八千代町の影響について質問をいたします。今般の国民健康保険財政運営の責任主体が県になったことに伴い、八千代町国民健康保険特別会計にどのような影響があったのか、具体的にご説明ください。

また、今年度予算において県が示した標準保険税率と八千代町の国民健康保険税率に違いはあるのでしょうか。あるとすれば、その内容と違いができる理由について教えてください。

次に、2つ目に、八千代町国民健康保険会計の現状について3点伺います。1点目は、平成28年度国民健康保険特別会計の保険給付費の決算額が20億円を超えています。当初予算約16億円を大きく上回った原因を教えてください。

また、平成29年度と30年度の保険給付費は約18億円となっておりますが、見通しとして予算内におさまるのでしょうか。

2点目に、一般会計からの繰り入れについて、平成29年度約3億円、平成30年度は約2億8,000万円というふうになっておりますが、このうちの法定外繰り入れの確認なのですが、幾らになりますでしょうか。

さらに、平成31年度以降の法定外繰り入れはどうなりますか、見通しについてもご説明をお願いします。

3点目に、私は国民健康保険の性格上、高齢者や無職者が多い中で法律にのっとった上で一定の一般会計からの繰り入れ、いわゆる法定内繰り入れは必要かと思いますが、さらなる法定外繰り入れは、そもそも国民健康保険制度を利用していない町民からすれば不公平ではないかと考えます。法定外繰り入れはできるだけ避けるべきと考えますが、町としてどのような考えを持っているのか、お伺いをいたします。

次に、3つ目の八千代町国民健康保険総合計画について質問します。1月に策定された八千代町国民健康保険総合計画の保険者の特性把握の中の基本情報を見ますと、県や同規模自治体、国と比較して高齢化率は余り変わらないのに、国保加入率と国保被保険者の平均年齢が高くなっています。また、出生率が低くなり、死亡率が高いようです。

この原因についてどのように分析をされているのでしょうか。

さらに、八千代町国民健康保険総合計画における現状分析から明らかになった今後の課題についてわかりやすく説明してください。

以上の点に関しまして保健福祉部長にご答弁を求めます。

続きまして、大項目4の小児医療費助成制度18歳引き上げに伴う今後の対応についてに入らせていただきます。この小児医療費助成制度引き上げにつきましては、以前に私が一般質問で18歳までに引き上げをしていただくようにと町に強く要望してまいりました。今回県の動向により、18歳までに引き上げが今定例会初日に議決し、引き上げが決定されました。10月1日施行とのことですが、保健福祉部長に1点伺います。18歳までの引き上げは大変喜ばしく思っておりますが、今後の拡充等を含めた対応について、町のご見解をお伺いいたします。

続きまして、大項目5の約10億円以上の費用を要する給食センター建設についてに入ります。この質問は、昨年的一般質問で2度にわたり質問をしています。この給食センター建設は、非常に重要な案件であります。10億円以上の膨大な費用を要する給食センターの建設につきましては、やはり見直すべきだというふうに思います。給食センターは必要なものではあります。年々続く児童生徒の減少、また人口増が見込めない中で適正規模に合ったコンパクト化にするべきであるというふうに思います。

以前の予算は約11億3,000万円、今でも10億9,179万8,000円の計画の中で大きな起債6億1,650万円、いわゆる借金をし、町の持ち出し分3億9,042万9,000円を使い、国の補助金は8,486万9,000円、全体の費用の補助金は10分の1もありません。この計画で進めるということは、児童にとっても町民にとっても将来の町の財政に大きな影響を与えるというふうになるということ間違いのないというふうに思っております。

給食は約1,900食の予定であり、現状の町の規模には合わないと思います。児童指数の統計では、5年後の推計では児童が約300名ずつ減っていくというふうな統計が出ています。10年後、20年後というふうに考えていった中で、10年後で600人、20年後で1,200人減少するというふうなことを考えると、かなり少数のためのセンターになりかねないという事態が発生する可能性があるということです。

質問ですが、将来性のことに対して質問いたしますので、教育次長のご答弁は要りませんので、町長にお伺いをいたします。私は、現状での建設には反対です。適正規模のセンターにすべきであり、大幅に縮小コンパクト化をするべきだと考えますが、現状の

この10億円以上の費用を要する計画どおりか、縮小コンパクト化する考えがあるのかどうか。これはとりあえずするのかしないのかという、現状維持なのか縮小コンパクト化をしていくというふうな形なのかというふうな考えを簡潔に答弁いただければと思います。

続きまして、大項目6及び大項目7の町長の給料及び退職金1,760万円について及び町長の告訴事件とそれに伴う公務体制につきまして、関連性のあるものでございますので、2項まとめて質問をいたします。

町長は、秘密漏えい罪で告訴され、現在在宅起訴中の身であります。新聞やテレビで報道されたことにより、町民だけでなく、全国でもご存じの方が多いかと思います。報道関係のことを見ますと、第三者証人尋問は4月に行われ、原告証人尋問が先月に行われました。また、来月6日に町長の被告人尋問が行われると毎日新聞のニュースに取り上げられていました。裁判のたびに秘書室長と職員が町長の送迎をしているという話も耳にしております。町民からは、町長は起訴されているのに給料の減額もしないのか、このまま退職金をもらうつもりなのかとの怒りともとれる声が多く聞かれます。

最近では、森友学園、加計問題、不正問題で官僚たちが減給処分や退職金、また麻生大臣が1年間の給料返還と、さまざまな責任のとり方をしております。一般論からしてみても、起訴されてなおかつ議会で町長辞職勧告決議案が可決されているのにもかかわらず、減給すらしめない、説明もしない、また責任をとらないということは常識がなく、政治家として真摯な対応ではないということは明らかであり、非常に残念に思います。

ここから町長に6点お伺いをいたします。1点目といたしまして、ご自身の給料を減額するお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、退職金1,760万円をもらうお考えなのか、お伺いします。

3点目といたしまして、前定例会で町長は最高裁まで戦うのだといったことをおっしゃっていましたがけれども、その考えにお変わりはないのか、お伺いします。

4点目といたしまして、有罪判決が出た場合、責任のとり方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

5点目といたしまして、裁判に秘書室長及び職員が送迎されているようですが、休暇をとっていらっしゃるのか。また、これは誰の指示によるものなのか。町長はどう把握されているのか、ご答弁願います。

とりあえず6点と言ったのですけれども、この5点でいいので、ご答弁ください。

続きまして、大項目8の政治倫理条例について、政治倫理条例と町長の告訴問題は、町の条例と刑事事件であり、別のことであります。政治倫理条例は、町長がみずから平成27年3月に策定された条例であります。以前にも強制わいせつ罪や県迷惑防止条例で告訴され、現在も在宅起訴の身でありながら、政治倫理条例の項目の中には、町長等及び議員は町政に携わる権能及び責務を深く自覚しなければならない。品位または名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正のおそれのある行為をしないこととうたっています。以前の強制わいせつ罪ほかで既に疑いのおそれのある行為であり、今はいわば起訴をされた被告人という身であります。

ここから町長に2点伺いいたします。1点目といたしまして、町長はみずから違反をしているにもかかわらず、違反をしているわけですから、1度この条例を見直して、廃止にするべきだというふうに思いますが、町長のご見解をご答弁願います。

2点目といたしまして、根本的なことでありますが、これは町長が何のために政治倫理条例を策定されたのかということをご簡潔に答弁を願います。

以上が私の一般質問となります。前定例会でも答弁漏れが非常に多く見られましたので、絶対答弁漏れがないようお願いをいたします。再質問をする予定でございますので、概要説明等は求めませんので、質問したことに簡潔に答弁をしていただければというふうに思っていますので、執行部の明確かつ簡潔な答弁を求めます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1、国保の広域化による八千代町の影響、(1)、国保財政運営の責任主体が県になることに伴う町国保会計への具体的な影響についてでございますが、国保財政運営の責任主体が県になったことによるメリットといたしましては、保険給付に必要な費用は、全額県より町に交付されますので、インフルエンザの流行などによる突発的な医療費の発生などに対応する心配をする必要がなくなることで、運営の安定化を図れること。デメリットといたしましては、国民健康保険事業費納付金を県に納付することになるため、一般会計から法定外繰り入れをしていただいても不足が生じてしまったことでございます。このため平成30年第1回定例会におきまして、国保税率の改正につきましての議案を提出させていただき、ご議決をいただいたところでございます。

次に、(2)、県が示した標準保険税率と、平成30年度予算における町の国保税率の差について、その内容とその理由についてでございますが、昨年12月に県から示されました標準保険料率により試算した結果、調定額が約11億2,500万円となり、28年度税率による試算額約8億8,800万円、約2億3,700万円、28.92%の増との結果となりました。そのため、国保税率の改正をさせていただきますが、標準保険料率での国保税率の改正をした場合、国保加入者の皆様の負担が大幅な増となってしまうため、一般会計より法定外繰り入れをしていただきまして負担の軽減を図り、国保税率の改正率を最小限とさせていただきますところでございます。

2、国保会計の現状について、(1)、平成28年度予算の保険給付費約16億円に対し、決算が20億円を超した原因は何かということでございますが、平成28年度につきましては、医療の高度化や高額薬剤（オプジーボ、レパーサ、キートルーダの抗がん剤、ハーボニー、ソバルディのC型肝炎治療薬）の影響による医療費の増加が最大の原因であると考えております。

次に、(2)、平成29年度及び平成30年度の保険給付の見通しについてでございますが、平成29年度の保険給付の決算見込みは、予算額18億3,574万円のところ、17億9,822万円の決算見込みで、執行率約98%でございます。平成30年度につきましては、保険給付費として18億1,500万円を見込んでおります。

今後インフルエンザなどの流行性傷病の発生など予想がつかない場合もありますが、過去の療養費支払い実績の推計により、保険給付費を見込んでおります。

次に、(3)、一般会計から国保会計への繰入金は、平成29年度約3億円、平成30年度予算は約2億8,000万円だが、平成31年度以降の見通しについてでございますが、平成30年度分の法定外繰入金につきましては1億円を計上しております。

平成31年度以降の見込みにつきましては、納付金納付のために必要な措置としまして、2から3年ごとの国保税率の検討を実施するというところで、国保運営協議会委員さんには国保運営協議会で、議員の皆様には全員協議会でご説明をさせていただきました。国保税率の検討に伴い、法定外繰入金の見直しにつきましても検討する必要がありますが、それまでの間は本年度と同額程度の法定外繰入金を一般会計からお願いしたいと考えております。

次に、(4)、法定外繰り入れをすることによって、国保未加入の町民と国保加入者との間に生ずる不公平性に対する町民の考えはということでございますが、国民健康保険



制度は加入者が安心して医療を受けていただくことができるよう、加入者一人一人が保険税を納めていただくことで成り立っている医療保険制度でございます。

医療費を賄うための財源は、県・市町村などから入ってくる交付金等と加入者の皆様からいただく保険税でございます。

しかし、本町の医療費は、年々増加する一方、保険税による収入は減少傾向にあり、深刻な財源不足に陥っています。不足分については、一般会計からの繰入金で補填しているため、実質的には赤字体質となっており、このため国保税率の改正をさせていただいたところでございます。

しかし、一般会計から国保特別会計への法定外繰り入れにつきましては、国民健康保険加入者以外の町民の方にとりましては、社会資本の整備や福祉、教育に使われるべきものが、国保に充当されるということになり、負担の公平性の観点から決して望ましいものとは言いがたく、また財源不足の補填を続けることは、他の施策に影響を及ぼすことが懸念されるため、今後も慎重に検討していく必要があります。

また、一般会計から特別会計への法定外繰り入れは好ましいものではないという国からの指導や平成30年度以降、赤字削減・解消計画の策定について、県と協議をして定めることとされておりますので、特定健康診査、総合健診等の受診率を伸ばすことにより国保加入者の方の健康意識の向上を図り、医療費の伸びの抑制に努めながら、将来的には法定外繰り入れをしなくても国保特別会計が運営できるようにしなくてはならないと思っております。

3番目の八千代町国民健康保険総合計画について、(1)、国、県、同規模自治体と高齢化率は余り変わらないのに、国保加入率と国保被保険者の平均年齢が、国、県、同規模自治体と比べ高い。また、出生率が低く死亡率が高い原因は何かについてでございますが、国保加入者の平均年齢が他の自治体より高くなっている原因といたしましては、本町は首都圏の近郊に位置しているため、食料の供給基地として農業を基幹産業としてこれまで発展してまいりました。このため、農業等に従事する方が多いことなどにより、社会保険等の扶養に入っている方が少ないためではないかと思っております。

また、出生率が低く死亡率が他の自治体より高い原因といたしましては、少子高齢化の影響が大きいためではないかと思っております。

次に、(2)、国保総合計画における八千代町の現状分析と具体的な課題について説明をさせていただきますが、平成30年度から35年までの6年間を計画期間とする八千代

町国民健康保険保健事業総合計画を策定いたしました。この計画は、生活習慣病の予防、健康維持・増進事業を推進し、健康なまちづくりを目指すことを目的とし、策定したものでございます。本町の特徴的な疾病状況ですが、国、県、同規模町村と比較し、脳疾患、腎不全、糖尿病の疾病患者数が多く見られます。これらの疾病は、先天的なものがありますが、大半は食生活を中心とする生活習慣によるものと考えられます。このようなことから、本年度はこれまでの特定健診事業のほか、糖尿病重症化予防事業を優先的に取り組み、未病の早期発見、疾病予防に努めたいと考えております。

4番目の小児医療制度18歳までの引き上げに伴う今後の対応についてでございますが、今定例会の初日に県の小児の拡充に伴い、町単独分も含め、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までの改正につきまして議決をいただき、10月1日から施行されることになりました。今後のさらなる拡充につきましては、県を初めとする関係機関、近隣市町村の動向を注視いたしまして、対応させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

給食センターの縮小コンパクト化についてでございますが、給食センター施設更新事業につきましては、昭和46年に建設されました現在の施設の老朽化により建てかえが急務であることから、平成28年度に建てかえについての検討を始めております。学校給食センター建設検討委員会から答申をいただきまして、昨年度基本構想・基本計画、さらには基本・実施設計を策定しております。基本設計、そして実施設計を策定する際におきまして、学校給食衛生管理基準に配慮しながら、無駄を省いた施設となるよう心がけて設計をしております。

まだ事業費は確定はしておりませんが、実施計画に計上しました総事業費を上回ることなく、さらに事業費を精査しながら今後も進めてまいりたいと思っております。議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、10億円以上の費用を要する給食センター建設につきましては、先ほど教育次長が答弁したとおりであります。

昭和46年に建設された現在の施設は47年が経過し、老朽化が激しく、町の総合計画においても重点事業として実施しております。事業の推進に当たりましては、無駄を省き、事業費が過大にならないよう精査しながら進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をお願いします。

次に、給料及び退職金でございますが、給料については八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づき支払われております。

また、退職金については、市町村職員退職手当条例に基づき適正に処理されていることをご理解いただきたいと思います。

次に、告訴事件と公務体制のことでございますが、現在この件につきましては裁判中ですので、答弁を差し控えさせていただきます。

また、私の立場については、今までどおり特に変わりはなく、引き続き与えられた任務の中で職務に邁進していきたいと考えております。

次に、政治倫理条例違反については、一般的に八千代町政治倫理条例に規定されている政治倫理基準を遵守していないことと理解しております。

また、条例改正については、廃止、罰則についても他の条例と同様、必要性があれば今後議論されるであろうと思っております。ご理解いただきたいと思います。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長より再質問の許可をいただきましたので、再質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

まず、国保関係、また小児医療費関係のご答弁を保健福祉部長より答弁をいただきました。まず、小児医療費に関しましては、県の動向であるにしても、結果的に18歳に引き上がったことに大変喜ばしいこととございますので、10月1日の施行に向けてスムーズな対応をして、そして拡充を踏まえて今後ご検討していただきたいというふうに質問ではなく、要望というふうな形で要望をいたします。

そして、国保に関することでございますけれども、非常にわかりやすいご答弁ありがとうございます。確認ですが、今後は法定外繰り入れをしない方向で努力をし、また健診などの充実により一層図ってまいるというふうなことでよろしいのでしょうか。

また、健診なのでございますけれども、この配付をさせていただきました保険者の特性把握の中で、八千代町の場合は20歳から40歳ぐらいの割合が高いのが特徴であります。それも強化をすべきだと思います。それには健診の充実だったりとか、そういったことをさらに強化をしていく必要があるのかなというふうに思うのですけれども、スポーツジムの誘致だったり、健康相談の窓口の設置、町内企業の健診の実施率を上げるなど、そういった点を上げる必要があるかと思っておりますけれども、そこを1点だけ保健福祉部長に再度答弁をお願いいたします。

続きまして、約10億円以上の費用を要する給食センターの建設について、縮小コンパクト化についてなのですが、教育次長のほうからご親切にご答弁を、概要説明をしていただいたのですが、私は町の方向性を聞いているので、次長が答弁したとおりですという話を聞いているのではなくて、約10億円以上費用を要する給食センターをそのまま現状で計画を続けていくのか、そうしなくて縮小コンパクトするののかというこの2択の質問を町長に聞いているのです。

何でそこをきちんとわかりやすく、このままこの膨大な6億円以上の借金をして、約4億円の町の持ち出しをして、国の補助金が10分の1以下のこの計画をそのまま計画していくのか。それとも、縮小コンパクト化して見直すのか。その2つに1つなわけです。それを町長にきちんと明確に答弁を願います。

続きまして、町長の給料及び退職金につきましてですが、考え方は別に私町長の給料に対しての給料が幾らかというお話は聞いていないのです。それはウェブを見ればわかることですので、町長の給料が幾らかとか、その条例にのっとなってどうですという話は聞いていないのです。

いろんなさまざまご自身で告訴、告訴されましたと、この間自分でおっしゃっていましたが、そういった中で減給をするのですか、しないのですかという話をしていくのです。減給するかしないのか、そこなのです、まず。そして、退職金をもらうのかもかわらないのか。そこをまずはっきりとわかりやすく説明を下さい。

町長の告訴事件と公務体制についてでございますけれども、町長の答弁はただいま裁判中のことですので、答弁は差し控えさせていただきますというふうにおっし

やっていたけれども、実際前定例会では町長は最高裁まで戦いますと、争いますというふうに自分で答弁されているのです。答弁されているから、その考えに変わりはないのかと私は聞いているのです。

そして、その公務体制。役場職員が休暇をとって来ているのか、とって来ていないのか。どういった、町長だったら送迎されているのだったら把握できているのは当然だと思うのです。ちゃんと答弁してください。

政治倫理条例については、自分で罰則規定を設けるとか設けないかという以前に、そもそも自分でつくったこの条例に違反をされているわけであって、まずその認識が、違反をしている認識があるのかないのかというところの認識をまず伺いますので、違反していないなら違反していない。私が平成27年3月につくった条例に違反はしていない。できればこのためにつくったのだというふうな、こういうために必要だから政治倫理条例、各自自治体であるところももちろんありますから、こういうためにつくったのだよというのをわかりやすくご説明をいただければというふうに思います。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 2番、国府田利明議員の再質問にお答えをいたします。

国保加入者と未加入者との間に生じる不公平性に対する町の考え方はということでございますが、国保税率の改正による保険税収の増といったような安易な方法による赤字削減・解消ではなく、特定健康診査、総合健診等の受診率を伸ばすこと、また糖尿病重症化予防事業等によりまして国保加入者の方の健康意識の向上を図りまして、結果として医療費の伸びの抑制につながりまして、将来的には法定外繰り入れをしなくても国保特別会計が運営できるようにしなければならないというふうに考えております。

次に、20歳から40歳までの方の健康診断の充実や受診率アップについてということでございますが、国保事業で実施しております特定健康診査につきましては、40歳から75歳未満までの国保加入者の方、それから後期高齢者医療で実施しておりますのは、健康診査につきましては75歳以上の町民の方を対象にいたしまして受診券を送付させていただきました。副区長さんのご協力をいただきまして、受診券を送付させていただいております。

20歳から40歳未満の町民の方につきましては、30歳、それから35歳に到達した方を対象に受診券を送付いたしまして、受診勧奨を実施しております。その中でその方たちに

健康意識を持ってもらうことによりまして、将来40歳以上になりましても、特定健診、総合健診を受けていただくことによりまして、その未病の発見等を早期に発見いたしまして、医療費の削減に努めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再質問に答弁したいと思います。

約10億円以上の費用を要する給食センターは、縮小する、コンパクトにする考えがあるのかということでございます。給食センターの更新に当たりましては、私は町を担う子どもたちの安全で安心な給食の提供を第一に考えておりますので、この上で町の新鮮な食材を豊富に取り入れた最もおいしい給食を子どもたちに食べさせたいと強く思っております。今後の事業の推進に当たりましては、現状維持でまた十分精査しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、町長の給料及び退職金等につきましても、裁判も今継続中でありまして、いろいろ結論が出てから考えていきたいと考えております。

また、町長の告訴事件とそれに伴う公務体制等でございますが、現在も裁判中でありまして、前回も申したとおり、私は今の立場を、町長の立場上裁判で主張いたしまして、裁判は続行中でありまして。また、公務体制等におかれましても、休暇をとって職員は当たっておりますが、個人の問題でありますので、これ以上は申し上げることができません。

また、政治倫理条例等におかれましても、いろいろ我々を初め副町長、教育長、また議員の皆様等におかれまして、適用されているわけでもございまして、茨城県の33市町村が条例を制定しているような状況でもございまして、政治倫理条例違反等につきましても、違反しているから条例違反ということでございます。いろいろ条例改正等、また廃止、罰則等におかれましても、今後の課題であります。現在の心境としては、やっぱり政治倫理条例を厳守していくのが我々の務めかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） 議長より再々質問の許可をいただきましたので、再々質問をしたいというふうに思います。

まず、保健福祉部長の非常にわかりやすいご答弁、ありがとうございます。ぜひとも今後は法定外繰り入れをできるだけせずに、しない方向で進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

なおかつ、受診率のことに、20代から40歳のことの受診の対応については、30歳、35歳というふうな形で対応されているようですけれども、その推移なんかも見ながら、今の現段階での統計ではそういった推移が出ているので、そこもよく検討しながら前向きに検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。非常にわかりやすかったです。

そして、町長からこの給食センターのご答弁、ほかの答弁がありましたが、答弁になっていない答弁をありがとうございます。まず、10億円以上の費用を要する給食センターの新設について町長は、町長が言っている話の概要みたいなのを聞いていると、要は現状のままだと。6億円以上の借金をして、4億円弱の町の持ち出し金を使って、8,500万円ぐらいの国の補助金でこの計画で1,900食、どんどん児童が減少して行って、人口増が見込めない中でもこれをつくる。それが適正だと。学校給食はすごく必要だと思います。ただ、そのこの規模に見合ったか見合っていないか。例えばこれがどうやって、最悪そういったふうな形で活用方法が、活用規模が小さくなってしまった場合、どう対応するのか。そういったのも全然見えてこない。複合施設に何かするとか、そういったことがあって、ではそれは給食センターとしてほぼほぼ本当に数百名のための施設になった場合、ほかでどう活用するのですか。そんなのも全然考えられていないのです。

子どもたちのために、子どもたちのためにと言うけれども、僕は大きな箱物をつくりたいというふうにしか見えてこないです。ちゃんと将来の10年後、20年後どうすればいいのか。僕はこの現状のまま10億円以上費用を要する給食センターに、10年後に国府田さん、あれ賛成したのですよねと建てて、いやいや、僕は自分の言っていることに責任は持つつもりですから、これは僕ははっきり言って反対です。

やっぱり適正規模のきちんとそれがこういったことで人口増が見込めるから、我々議員もつくば市だとかいろんなところに視察に行って、でもそれはあくまでつくば市は人口増が見込めるからどんどん施設をつくっているわけであって、しかもなおかつ、今回入札のことも6月6日初日に説明があって、7日入札で、フケタ設計さんですか、に大

きなミスがあって、業者にミスがあって八千代町がそれを見落として、そんな中で業者の1社が指摘をして、業者が指摘しなかったらわからなかったかもしれないです。そう言ったこともあり、より一層ずさんな形の計画性のないことだなというふうに私は非常に不安に思っています。そういった中でも、町長、これははっきり言いますけれども、もう一度確認をします。

もう町長はこれでやるのだというのだったらそれでいいです。6億円以上借金して、約4億円の八千代町の金を持ち出して、8,500万円の国の補助金で、そのままやるのかやらないのか。それ以上のことはないです。

それと、一応町長からは、きのう全協にいなかったのと言いますけれども、わかる部分で結構ですので、どうしてこのフケタ設計さんが入札がおくれることになったのか。どっちにしたって、たしか8億何千万円の数字に関して入札はどうなるのか。説明はありましたけれども、どっちにしたって臨時会を開かなければいけなくなる形になるわけです。町長のほうには、とりあえずこの10億円以上するコンパクト化をそのままするかしないのか。私は縮小コンパクト化を大幅にさせていただいて、適正規模の給食センターにさせていただきたい、そのように思っております。

続きまして、大項目6の町長の給与及び退職金1,760万円についてでございますが、これは町長は何を言っているのかちょっとよくわからないのですけれども、告訴、今裁判中の身ですからというふうな形ですけれども、裁判をしているからどうだという、裁判をしているからこれは説明できないのだよということではないのです。前に西宮市長の殺すぞ発言、ありましたよね。あれで3割減。

(何事か発言する者あり)

2番(国府田利明君) 議長、うるさいので、とめてください。

議長(上野政男君) 静粛に願います。

2番(国府田利明君) 退職金に関しまして、そうやって責任をとっているのです。ここに来た麻生大臣だって、返納するというような形を示しているわけです。官僚たちが減給したり、さまざましているわけなのだから、ましてや町長は今告訴されていると言うけれども、その前の段階だって告訴されていたわけではないですか。そのときだって何の責任もとっていないではないですか。一般論からすればおかしい。もうこれ当然だと思います。

前にも言いましたけれども、飲酒運転関係のときも、それはあくまでも町のあれです



けれども、違う自治体なんかでは市長さんや副市長さんが1割減だとか、そういったことで職員が起こしたそういったことに対して、そうやっている自治体もこの県内にもございます。そういった中で自分みずから起こして、訴えるなら訴えろとやった裁判に関して、今度裁判で訴えられたら裁判中の身でございますから、私は答弁は差し控えさせていただきます。言っていることがひっちゃかめっちゃか過ぎますよ。冗談ではない。

自分の給料、これを減額する考えがあるのですか。なければないと答えてください。退職金1,760万円、これをお受け取りになる考えなのですか。きちんと答えてもらえますか。

今町長の公務体制に関しましては、それ以上のことは個人のことで休暇をとっているというふうなことでございますので、それ以上の答弁は、その公務体制に関しましては結構です。

政治倫理条例につきましては、町長の答弁がちょっとよくわからないのですけれども、自分としてこれを違反しているという認識がないのかなというふうに思うのですけれども、これもちょっと条例違反をしているのですけれども、そのことよりも、では私としてはこの政治倫理条例に関しましてもまた継続して何回か質問をしているのですけれども、また次期に持ち越すというような形にしますので、きちんとメモっていただいて、きちんとご答弁ください。

10億円以上費用を要する給食センターの新設をこのままの計画でするのかしないのか。町長の給与に関してでございますけれども、給与を減額する考えがあるのかなのか。退職金の考え、もらうのかもらわないのか。仮に裁判中の身でありますというふうな考えのことを念頭に入れた答弁でしかないのであれば、では有罪が出た場合はどうするかというふうな意向というのをきちんとわかりやすく答弁をしていただきたいというふうに思います。

それと1点、町長は前定例会で疑惑のデパートというふうな形で広報にも答弁がなされましたけれども、疑惑のデパートというのは自分で起こしている事件のことについてなのかと私は思ったのですけれども、そこのご確認のために答弁を願います。

以上を申しまして、私の質問となりますので、答弁漏れがないようお願いいたします。答弁漏れがあったら指摘をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の再々質問に答弁します。

給食センターのコンパクト化についてということでございますが、給食センター等におかれましては、長い間八千代町の懸案事項であったということでございまして、先般の給食センター検討委員会にも長年検討していただいた答申案を議会にかけまして、議会で承認をしていただいております。また、建設関係等におかれましても、学校を初めいろいろなところにはいろいろな形で補助をもらい、また借金をしております。長期計画で八千代町もまだ相当あるのですが、6億円借金をしたので、将来何十年間子どもたちが利用する施設であります。例えばの話、庁舎建設等におかれましては、でかいのは要らないということで、リコールをされた経過がありますが、現在では狭くなってしまったというのが実態でありまして、いろいろ給食センター等におかれましては、民営化もしておりますので、またいろいろ会社等の給食のほうにも今脅威でございまして、将来はそういう形になるかと思うのですが、ある程度の給食センターを持っておれば、町の資産として貸してもよし、また八千代町で利用してもよしということでございまして、これ以上コンパクトにする、縮小する考えは毛頭ないということでございます。

また、給料等に、退職金等におかれましても、結果が八千代町の給料のいろいろな遵守事項、県にも県の遵守事項あります。禁錮以上になると、退職金はもらえないということでございまして、罰金刑では該当しないと、そういう対応があります。いろいろ検討してまいりたいと考えておりますが、私も去年まで給料20%カットしていた。職員もカットして、また議員さんも幾らかカットしておりましたが、今年から20%カットをやめまして、現在は満額もらっているような状況でございまして。退職金等については、あるいは給料等については、県でもいろいろなところではありますが、何か麻生大臣も本来ならば辞職する問題かと思うのですが、全額カットということでございまして、またその他におかれましてもどういう形か懲罰委員会の決定に従って、どこでも給与をカットするような状況でございまして、私も判決が出まして有罪でもあれば、そういうふうにさかのぼってカット分を払う覚悟でございまして、心配はご無用かと思っております。

また、政治倫理条例等におかれましても、いろいろな形で国府田議員もいろいろ1等親ということで、入札に参加できないということでございまして、そういう制約ができております。我々を初め税金を払わなくても政治倫理に違反するということでございまして、我々としても政治倫理条例を今後とも守っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（上野政男君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、8番、生井和巳議員の質問を許します。

8番、生井和巳議員。

（8番 生井和巳君登壇）

8番（生井和巳君） 議長の許可が出ましたので、通告どおり通学路の整備状況についてと下妻市高堀橋のかけかえについて、2項目質問したいと思います。

まず初めに、通学路の整備状況についてであります。通学路とは各学校が児童生徒の通学の安全の確保と社会的、教育的環境維持のために指定している道路をいいます。学校保健法第2条に、学校においては、児童生徒の保健安全等に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないと規定していることが通学路の法的な根拠となっています。児童生徒の通学の登下校の安全対策に万全を期すべきであると思います。

松戸市で起きたベトナム人小学生リンちゃんに登校途中連れ去られ、殺された事件。また、先日も新潟県で起きた小学2年生が下校中に殺された事件は、凄惨で残虐な悲しい出来事でした。登下校では交通事故ばかりが浮かびますが、いろいろな予想もしない事件が全国では起きています。道路が狭い、草が繁茂している、用排水路や池があるなど、通勤のために車の往来が多く、また安全を無視している無謀な運転も見受けられます。このように通学の安全が侵されている現状も多々あります。保護者の方たちの下校時のパトロールや地域の皆さんの登下校への見守りなどによって防犯や交通事故などから守られていることも事実であり、その協力に対して感謝申し上げたいと思います。

児童生徒の安全な登下校には、通学路の整備も重要なことでもあります。仁江戸東から栗野への通学路となっている町道2394号線の通学路の整備は、毎年施工され、残り約80メートルくらいとなっているとのことですが、この区間は地権者の協力がないと進まないと思われまます。どのように対処していくのか。また、現在までの進捗状況と残りの区間の計画はどのように考えているのか、答弁願います。

また、県道高崎一坂東線の栗野地内のS字カーブ区間への歩道の設置についてであります。前にも述べましたように、通学路は安全が第一であります。この道路は県道でもあり、車の通行量が多く、大型トレーラーなども通行しています。十五、六年前に私が当時の建設課長にこのS字カーブの危険性を話したところ、町では十何年も毎年県に改善を要望しているということでした。

その後十四、五年経過しましたが、大きな改善はありませんでした。3年ぐらい前に道路の端に人が通るくらいのグリーンの色をつけたグリーンベルトですか、ができただけです。

私が議長当時の平成22年10月7日に、鬼怒川ふれあい道路期成同盟会総会が午後3時より常総市石下庁舎において開催され、町長とともに出席しました。総会では、鬼怒川ふれあい道路の進捗状況等の説明があり、八千代町の区間では仁江戸の歩道、貝谷十字路、坪井高崎間の整備を行っており、栗野のS字カーブは整備の必要がない区間であることが会議資料の計画図に載っており、私は啞然としました。私はそれに対して質問をして、町では何年も危険性が高いところであり、改善を要望していることや、危険度は八千代町でも一番高いと説明しました。その際、人が死ななければやらないのかと、強く意見を発しました。しかし、実際平成25年5月には、交通事故により自宅前S字カーブにおいてとうとい生命が失われました。その間も仁江戸行政区長さんや地元区長、交通安全協会、西豊田分会、PTAなどからの改善の要望、いろいろそれで現在に至っております。

第二、第三の犠牲者がいないとは限りません。一刻も早く歩道の整備を願うばかりです。町としてもなお一層の努力をお願いしたいと思います。県においてもお金がない、ないと言う。その際、私も県会議員をお願いしたところなのですが、土地をどうにかしてくればつくるといふ、生井さん土地と言われても、私は金もないし、権限もないというふうなことで、そのままになってしまった経過があります。お金がないだけでは人の命は救えないというようなことでございます。

2項目め、高堀橋のかけかえについて質問します。この高堀橋は、国道125号線より中野を經由して旧千代川村村岡より筑波サーキットを経て水海道へ通じる道路にかかる橋であります。これは下妻市が管理をしております。栗野、仁江戸を通らず、石下や水海道方面へ高堀橋を通行する通勤者が信号もなく、近道として利用されています。高堀橋は木橋で老朽化が激しく、欄干も低く、大変危険であるにもかかわらず、幼稚園のスクールバスも通行している橋であります。このたび高堀橋がかけかえされることになり、八千代町の地元地区では大変喜んでいる次第であります。下妻市の橋ではありますが、地元の関心は厚く、橋の規模や設置場所の移動はあるのか。また、直接八千代町の町道に接続するわけではないと思いますが、橋から町道への接続箇所への道路改良は計画しているのか、お尋ねいたします。

下妻市がお金を使って橋をかけるわけですから、八千代町でも大変便利になるというふうなことで、橋への接続道路の改良を行うべく考えたいと思います。この橋の完成は二、三年先だというふうなことではございますが、早急に検討すべきと思います。完成すれば今以上の通行量の増加が見込まれ、併せて中野地区地内の通学路の安全性も同時に考えられます。早急な対策をお願いして終わります。

この高堀橋ができれば、本当に千代川から石下、水海道へ車が通学路にもかかわらず、スピードを出して道を急ぐという。何分にも朝会社に間に合わないというふうなことで、栗野の八幡屋さんの信号、また仁江戸の突き当たりの信号等も通らないで行ってしまうというようなことで、狭い道路ではあったのですが、橋がかけかえられればなお一層通行が多くなるというふうなことで、以前にも中野地内で歩道を設けてほしいというふうなことも仁江戸の方々から私も頼まれた経緯もあります。そのような状況でありますので、下妻市で橋はかけるかわり、八千代町ももう少し道路を整備したらどうかと思いますので、町としても本当に検討していただきたいと思います。

再質問はしませんので、本当に明快な答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号8番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問でございます町道2394号線の通学路整備の進捗状況と今後の計画でございます。この道路は、仁江戸土地改良区内の幹線道路であり、仁江戸地内と栗野地内の連絡道であるとともに、仁江戸行政区の子どもたちが通学路として利用している道路でございます。

しかしながら、道路幅員が2.4メートル程度と狭く、乗用車が通行しますと子どもたちが身を寄せるような道路であったことにより、平成15年4月に水路敷を有効利用した上で、道路拡幅工事の要望書が、地元正副区長、小中学校のPTA役員及び関係者の連名により提出されたことにより、同年より乗用車が通行しても子どもたちの通行に安全確保ができるよう、道路舗装幅員約4.1メートル、排水路構造物を含め約5メートルの道路有効幅員にて、整備計画延長600メートルの道路拡幅工事整備事業に着手をいたしました。

平成29年度までに道路拡幅工事いたしました延長は、約500メートルでございます。事業進捗率につきましては約83%でございます。

今後の整備計画につきましては、残工事となります工事延長約90メートルを平成30年度、31年度の2カ年において整備する計画でございます。本年9月に道路拡幅工事約30メートルの工事を発注する計画でございます。整備最終年度になりますが、平成31年度には県道高崎一坂東線へ接道となります、延長約60メートルを道路拡幅する予定でございます。この区間につきましては、水路敷がありませんので、道路拡幅工事の整備内容を現在地元区長さん方々と協議中でございます。次年度末に供用開始できますよう予算確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、県道高崎一坂東線栗野地内のS字カーブへの歩道設置でございますが、現道のS字カーブ区間は、民家が密集しており、見通しが悪く、歩道が整備されていないため、子どもたちの通学路として大変危険な道路区間でございます。

平成25年8月に栗野行政区長及び仁江戸東西区長より、子どもたちの通行安全確保のためS字カーブの解消と歩道整備工事の実施を当局から道路管理者であります茨城県常総工事事務所に早急に着手していただけるよう要望書が提出をされました。町といたしましては、これらを踏まえ、再度茨城県常総工事事務所に、毎年文書にて道路区間の道路改良工事の早期実施を要望しているところでございます。

現状につきましては、S字カーブ区間の子どもたちが歩行いたします路肩を着色表示してドライバー等に対して注意喚起の対策を茨城県常総工事事務所にて講じていただきましたが、引き続き歩道整備を併せた道路改良工事を早期に事業化されますよう要望をしております。

続きまして、下妻市高堀橋のかけかえについてでございますが、高堀橋につきましては、当町の中野コミュニティ公園先、1級河川山川にかかる町道2286号線と下妻市道6045号線の連絡橋として昭和18年1月に設置された、有効幅員2.7メートル、橋の長さ17.4メートル余りの橋梁でございます。

高堀橋は、下妻市が実施しております国庫補助対象事業の橋梁長寿命化修繕計画事業におきまして、橋梁点検の結果、早期に措置しなければ危険であるとの判定を受け、現在かけかえが進められているところでございます。平成29年度末までに既存の橋梁の撤去が行われ、有効幅員2メートルで、歩行者や自転車での通行を想定した仮橋が設置されたところでございます。

議員ご質問のかけかえ後の橋の規模等についてであります。新橋につきましては橋梁の長さが27.8メートル、橋梁の幅が6.2メートル、道路幅員は路肩を含め5メートルで

ありまして、新橋梁の高さにつきましては旧橋より2メートル程度高くなるとの計画でございます。

また、橋梁施工場所につきましては、町当局側の橋梁進入口が、以前より約20メートル程度西側、上流に移動となります。今まで河川に対し直角にかかっておりましたが、新橋梁は河川に対し斜めにかかる計画でございます。

町道への取りつけにつきましては、以前よりも緩やかなカーブで取りつけとなり、現町道付近の3メートルから5メートルに拡幅され、事業主体であります下妻市が施工いたします。

今後の施工スケジュールにつきましては、本年度に右岸の橋台及び橋脚工事が施工され、平成31年度に左岸の橋台及び橋脚工事、その後橋梁上部工事及び道路取り付け舗装工事が施工され、平成32年度の竣工予定ということでございます。

下妻市の高堀橋につきましては、当町と下妻市の連絡橋であり、地域の方々には欠かすことのできない橋梁でありますので、適時情報提供ができますよう情報収集に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号8番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ただいま産業建設部長から答弁がありましたとおり、町道2394号線につきましては、町の都市建設課で整備を進めております。また、S字カーブのある県道につきましては、これは管理者が県であるために、県に歩道整備要望をお願いしております。

今回の道路につきましては、児童生徒の通学路ということで、教育委員会といたしましても関係機関と連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保と同時に、児童生徒への安全教育の充実も図っていきたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号8番、生井和巳議員の通告による一般質問にお答えします。

初めに、町道2394号線の通学路整備の進捗状況と今後の計画についてと県道高崎一坂東線栗野のS字カーブの区間への歩道設置についてのご質問であります。先ほど産業建設部長が答弁したとおりで、各行政区からの要望につきまして、限られた財源の中で対応してまいります。特に危険性の高い通学道路、さらに継続して事業を進めているところから優先的に整備を進めておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、県道の歩道整備につきましては、子どもたちの通学路でありますので、安全に通行できますよう道路管理者であります県に対し、早期に着手していただくよう引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

以上、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

以上で8番、生井和巳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時25分）

---

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時42分）

---

議長（上野政男君） 次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の通告した一般質問は、大きな項目において2つ、そして1つ目が3つの項目、下においてもまた3つの項目の中で随時質問をさせていただきたいと、こう思っています。

基本にご承知のように配付してありますように、個人情報保護法と八千代町に隣接する隣の古河地内に進出してきた日野自動車関連について、大きく分けてその2つになるわけではありますが、この個人情報保護法については、相当なる時間をもって何度も質問させていただいておりますので、ひとつこの部分においては大まかに、なぜここまでこの個人情報保護法に、あるいはまた町長の守秘義務違反の問題がこの一般質問



等において論じられるのか。そしてまた、町長と私との見解が大きく違っているのかをまずもってここに至る大きな形を申し述べたいと思います。

この個人情報保護法について、私について個人情報を八千代町の役場内に存在しております一つの個人情報が外へ出ていったと、これについて私はいろんな角度でお聞きをする中で、大小の個人情報に漏れ伝えられた部分は幾つかありました。1つは、3年も先になる中で質問をさせていただきましたけれども、国府田議員とのかかわり合いの中で出てきた一つの事件等もありました。あるいはまた違うことも幾つかあったのでありますけれども、しかし今回個人情報保護法に基づいて守秘義務違反ですよということを何回も取り上げているこの問題については、事の経過というか、事実を踏まえた中で私自身は個人として単なる町会議員であるから、あるいはまた元町長をやったからと、そういう観点からではなくて、一町民の立場の中でこの町長の一つの行為は看過できないと、見逃すことができないという感覚に立って、この問題を捉えてきました。

そして、この件についてはどのように起きたのかといいますと、昭和29年にさかのぼるわけでありまして、現実には昭和26年の12月に町長宅でこのことは発生をいたしました。町内の業者さんが町長のところへお邪魔をしたときに、私の情報が漏れ伝えられたと、うわさがいろいろ出てまいったわけでありまして……

（「平成だよ」と呼ぶ者あり）

13番（大久保敏夫君） 失礼。わかった。平成26年の12月になってきたわけでありまして、そういうものをいろいろ協力を、漏れ伝えられる中で、現実にはそういうことがあるのかどうか私も不可思議に思っておりますけれども、この問題については完全に町長の肉声によって伝えられたテープが存在するというので、関係の方々にご協力をいただいて私は代理人を定めて弁護士を通じてこのことを相談するに至って、ついでに代理人はこれは重大なる町民の個人情報が外へ漏れ伝えられた大きな問題の一つだという形がなされました。

それを受けて私もいろいろ努力をさせていただく中で、私自身が私のことで起きたことでもありますから、これをやはり町長に対しての一つの事実がそういうことが存在するかを自分で考えたわけでありまして、八千代町の町長という者は、八千代町の有権者によって選ばれた者でありまして、誰かが勝手に任命したものではありませんから、公民権を持つ有権者が投票して選んだ町長の身でありますから、その町長に対して刑事告訴をするということは、町長を犯罪人にすることになりますので、それが立証できな

かったとか、あるいはまたそのものが全然何かの嫌がらせとか、何かの恨みがあったのだやっただけということになりますと、私自身の町会議員としての立場においても大きな汚点にもなりますし、違反行為にもなりますので、慎重にしていまいりましたが、代理人においては、これは十二分に立証できるものであるから地方税法第22条、刑法第65条の第1項に基づいてこの事件は立派に成立するものだと、こういうふうな流れをいただきまして、平成29年の5月22日に水戸地方検察庁に私は刑事告訴をしたわけであります。

そして、この中において約7カ月間の時間を要するわけでありますけれども、現実問題としては7カ月後において平成29年の12月の13日にこの事件は十二分に刑法のあれに触れると。加えて警察においては、起訴して法廷が維持できると、こういうふうな結論づけたのだらうと思いますけれども、本来であれば大久保司町長の身柄をとって収監して調べるべきであるけれども、いろんな書類等のあれでいきますと、証拠隠滅のおそれがないと、あるいはまた逃亡のおそれがないと、だから在宅起訴だということで、12月13日に在宅起訴ということで、大久保司町長が起訴されたわけであります。

ちょうど議会中でありましたから、14日の日に八千代町議会はすぐに反応いたしましたので、町長に対する、いわば被疑者である29年の5月22日に告訴したときは被疑者でありますけれども、しかし現実に12月13日に起訴したということは、大久保司町長は被告人となったわけでありますので、これについては議会においても被疑者にある大久保司町長に対する動静というのは、余りそんなに重きをなしておりませんでしたけれども、12月14日にこの本議会において辞職勧告案が提出されて、辞職勧告案は可決されたわけであります。ですから、今お互いに執行部の立場と議会の立場でお互いが向き合っておりますけれども、現実問題としては、被告人に対して我々議会は向き合っているのだと。よそで聞くと、異常な議会だという人もたくさん言われるのです。よく平気でやっているなど、おまえら。そういうこともいろんな人に言われることもあります。

そういう中で、今回の流れというものがこのような形で、これから幾つか町長に質問したいと思っておりますけれども、現実に平成30年の2月22日から初公判が開かれて、3度迎えているわけでありまして、また先ほど国府田議員からの質問にもありましたように、公判中でありますから答弁は差し控えたいと、こういう話に多分なるのだらうと思っておりますけれども、しかしそれとはまた若干違う観点で町長にお伺いしておきたいことがありますので、私はこの件についてお聞かせを願えればありがたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、被告人として八千代町長の職を続けていることへの支障あるいはまた町長みずからの身の処し方について、続いて3つ目は身分を失う立場になったときの対応と、こういうふうな項目で載せてありますけれども、町長に1つお伺いしたいことは、少なくとも今私が申し上げたように、今の立場というのは被告人の立場にいるのです。前に前回の議会でも聞きましたけれども、職員がそのような立場になったときにどうなるのだと。あるいはまた、そういうふうな形になったときには、町はどうするのだと、こういうふうに申し上げましたら、町長は八千代に関係することの中で、八千代町の条例というか、賞罰を適用した一つの事件が先日起きていたわけでありましてけれども、それについては八千代町から出向していた職員等の流れの中で、相手が認めたので、そういうふうな形をとったのだと。結論が出たので、とったのだと、こういうことになるわけです。そして、こうしたときに少なくとも町長自身が昨年12月の13日に新聞報道されて被告人になったと。14日に辞職勧告案が出されたと。でも、町長はそのこととこれから起きる刑事事件の闘争とは、全然違う問題であると。

先ほど国府田君が申し上げたように、麻生副総理の話も出ました。あるいはまたいろんな流れも一連の流れが一つの加計学園の話だとか、あるいはまた籠池の問題とか出ました。そういうものの中でも少なくともその官僚は、麻生副総理すら自分の非を認めた場合は、あるいはまた自分の流れがあった場合には、自分は自分らの賞罰はちゃんとつけて減給処分なり、あるいはまた立場を変えたなりのしているわけでありましてけれども、立派なそういうものの流れを私は町長の身はそれ以上の流れの中にあるのだと。刑事事件の被告人ですからね。国家権力が認めた。水戸地方検察庁が起訴したわけです。あなたは犯罪人ですよというふうに起訴したわけです。俺らのほうはやっちゃえばそんなものは大丈夫だと。どこを歩いたって、議員らだって、辞職勧告案なんかやったかもしれないが、不信任案まではどうせ出せないからと。出したら俺に解散を打たれるのが嫌だから、どうせ出すだけの根性はないのだと。現実に辞職勧告案で可決はしましたけれども、そこでとまっているのが八千代町の現状であります。

ある意味では議会の温情だと私は思っています。町長の職というのはそれほど重いのです。そういうものの中で今回私が言いたいことは、今町長が起訴されてから、また今までそういうものが表面化した後も、八千代町にとって町長にとっても何ら影響のない、今も身にある八千代町長大久保司被告人という立場の中でいても、何ら行政には遅滞なく、何の支障もないのだという感覚が町長の中にあるのかないのか、それをお聞きした

いと思います。

そして、身分の問題、先ほど関連して国府田利明君が言われた中で給与の問題あるいはまたもらい続けているのに問題ないのかと、こういうふうな話がありました。これは議事録も訂正しなければならないのか、本人はそういうつもりで本当に思っているのかということが大きな答弁がありましたけれども、私の給料については税法上に従って支払っているのだと言ったのです。国府田君は、もらっていることについて言っているのです。町長は、先ほど言った言葉の中で、起こしてもらえばわかりますけれども、条例に従って支払っているのだと、自分で自分に支払った話をしているのです。それがもし後で、いや、そうではないのだと、税法上に従ってもらっているのだということに変えるのか。支払っているだけの話でそのことがこの議場での答弁として当たるのかどうか、それだけ後で確認をしてお答えをいただきたいと、このように思っています。

そしてまた、身分の問題もあるわけでありましてけれども、町長は終始一貫して何度かこの件に関係なく、私は最高裁まで戦うのだと。では、八千代町の町民は、議会議員も含めて、刑法における処罰の中で起訴されても、あるいはまた有罪あるいはまた無罪になっても、また控訴され、そしてまた高等裁判所でもだめであって、最高裁判所まで維持する、そういうふうな考え方に八千代町のいわば倫理というか、論理というか、道徳というか、人の生き方というものはそういうことに八千代町の最高指揮官である一つの町長の職務の身の中でそのことを平気で言われると。

そういうものを我々町会議員も、例えば交通事故を起こして、人をひき殺してしまったと。当然その場で現行犯逮捕されますから、それでも最高裁まで争ってまで議会議員の身分が保障されるということです。そういうものが八千代町にこれからも存在するのかということを私は話の中でとりあえず申し上げておきたい。そういうことも含めた中でのお話なのかどうか、お聞きしたい。答えによってまた第1項目についてはお話を、多分町長が言われる裁判中でありまして、裁判に差し支えない範囲のお答えがいただけるならばいただきたい。

もう一つの日野自動車関連の問題について移ります。今日野工場が少なくとも現状としてあった古河市内における名崎小学校の前にあった土地、KDDIのものであった約60ヘクタール、八千代でいえば60町ぶり、相当な面積に、18万坪ですか、なるわけですが、それから二十数年前に札野地内で買ってあった8町ぶりの土地あるいはまた三和地内、古河地内を含めて少なくとも十五、六町ぶりプラスされて、七十五、六町ぶ

りに、75ヘクタールのところで今展開しているわけですが、今日野工場がこちらへ移転をしてきました。現状にその最終的な目的の工場の中で、今古河のあの工場は表から見ると相当でき上がってきているように見えるのですが、どのような工場として進捗状況をしているのか、これを担当者にお聞かせ願えればありがたいと。

2番目として、八千代町のいわばあの日野自動車の工場とのかかわりはどのようなことに町長が、あるいはまた企画財政の、今でも立場なのでしょうけれども、そういう中でトップセールスをするとか、あるいはまたいろんな形で説明を受けているので、あそこへ日野自動車の本社も来るというふうな話もあったわけですがけれども、今において日野自動車古河工場に関する中で今の時間帯と言っても過言ではないのですが、八千代の従業員、八千代の町民としてのいわば住民票を持っている従業員というか、町民は何名、大体おおよそで結構ですから、どのような形で従業員が世話になっているのか。ということ、また八千代町の日野自動車古河工場の従業員は八千代町の町民として何名いるのだろうかということ、おおよそで結構ですからつかんでいければお願いをしたいと、こう思うわけでありませう。

もう一つ大事なことを1つ、日野自動車関連のある立場上は相当従業員としての考え方を持っている今の日野市にいる従業員とあるところで会うことができまして、どこにいるのだと聞いたら、日野自動車。日野自動車の茨城の古河か、それとも日野市かと。いや、古河へも行くけれども、日野市に自分では勤めているのだと、こういう人の話。あるいはまた古河市に関係するこの誘致の問題でも相当、あの古河市の土地については一時はオリックスとの話がついて、違うところへ行くわけだったわけでありませうけれども、造成して切り売りをするのでということなので、橋本知事にだめだと言われて断られて、それがなくなった中で新たに出てきたのが、埼玉だ、茨城だ、栃木だ、群馬の争奪戦の中で茨城が勝ち取って、日野自動車の古河工場があそこへ来たわけですが、それに当時関係した人たちにも、古河の在住の政治をやっていた方に聞きますと、この2つの意見を聞くと、日野自動車の本社はあそこへ来ないのだと、こんなのはうその話なのだ。日野自動車の出先機関としての流れがあつて、場合によっては今ではまだそれが続いているかどうかかわからないけれども、日野市から訴えられているのだと。本社を向こうへ行くのではないと。日野市の名前までつけて、我々が守ってきた会社ではないかということがあるのだそうでありませうけれども、この日野自動車の本社移転というものが我々も三、四年目からそういうものが、立派な会社が本社が来ては大したものだなと。

多分に来年あたりから日野自動車本社が来なくても、固定資産税と従業員が3,000人を超えてくると、約5億円ぐらい税収が落ちるらしいです、古河市へ。ですから、それが来る。今度は本社機能となると、多分30億円を超える話になってくるらしいのですが、そういうことが現実に本社機能は来ないのか。本社は移転しないのかあるいはまた間違いなく来ますよという話なのか、その点お聞かせを願えればありがたいと、こう思っています。

ちょっと質問の前置きが長くなりましたけれども、質問させていただいて、その後答弁によってまた足らずところがありましたら質問させてもらいたいと思います。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

日野自動車の古河工場進出における現在の進捗状況でございますが、日野自動車古河工場につきましては、2017年、平成29年の9月に全面稼働し、日野工場からの生産切りかえを順次進めていると伺っております。大型・中型トラックの全種類、全量を生産し、海外の生産拠点へ出荷するマザー工場として、生産供給体制の最適化を進めていると聞いております。

従業員につきましては、日野工場からの異動が平成28年から順次進められており、地元雇用につきましても、本町を含め、周辺市町村から高卒の新入社員を毎年50名程度採用していると伺っております。そのほか、期間従業員の採用も行っていると聞いております。

日野自動車古河工場長の新聞掲載記事で、「地元出身者が地元で働くのが、地域にとっても一番よいことで、今後も地元採用は継続していく」とのコメントがございました。本年4月に古河工場を訪問しまして、担当者の方からお話を伺ったところ、平成30年4月時点で従業員数は約2,800人ということでございました。

古河工場は現在本格稼働をしているが、日野工場にある全ての機能が移ったわけではなく、今後さらなる投資、工場建屋の建設等も考えられるとのことで、その場合は従業員数は3,000人を超える見込みであるということでございました。

ご質問の八千代町と従業員とのかかわりについてでございますが、町におきましては、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の一つとして、平成28年度より近隣高

校と地元企業との就職情報交換会を毎年開催しております。日野自動車株式会社につきましても、地元の企業ということで、毎年参加をさせていただいております。

参考までに、就職情報交換会の実績を申し上げますと、平成28年度におきましては、企業の参加が9社、高校は八千代高校を初め6校の進路指導、就職指導の先生方に参加をさせていただいております。

平成29年度は企業が10社、高校は7校が参加し、開催をしております。

本年度につきましては、6月22日に開催をいたしますが、日野自動車株式会社の参加はもとより、今回八千代工業団地に立地決定されました国産機械株式会社、モスニック株式会社にも参加をさせていただくことになっております。参加企業数は12社程度になるかと思いますが、近隣高校の先生方と緊密な情報交換ができる場として、大変有意義であるのご意見をいただいております。

高校生の新規採用者の内訳につきましては、企業側では公表しておりませんが、八千代高校から日野自動車に入社された人は、平成29年4月採用が7人で、平成30年4月には6人が採用になっているとのことでございます。

また、茨城県内の高卒の新規採用につきましては、平成29年4月には五十数名が採用されたと伺っております。

今後につきましても、引き続き企業側との就職情報交換を緊密にいたしまして、地元雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

そして、ご質問にございました八千代在住の従業員は何人かというご質問でございますけれども、八千代町在住の従業員数につきましては公表されておきませんので、正確に把握できませんが、新規採用や町に転入した方の人数を合わせますと、平成29年の9月時点では50名程度であると伺っております。

そのほか、町におきましては、移住・定住の促進のため、日野自動車へのPR活動を続けてまいりましたが、平成27年度と平成28年度に東京で開催された従業員向けの新生活応援フェアに参加し、本町のPR、移住施策の案内をしております。また、従業員向けの八千代町案内ツアーを開催し、八千代町のよさをPRしてまいりました。

平成29年度におきましても、各種チラシの作成、配布、工場訪問などPR活動の強化に努めてまいりました。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として取り組んでおります社宅・社員寮整備支援事業の実績でございますが、平成28年度に日野自動車の社宅として3棟が

整備されまして、全室22部屋になりますが、22名の従業員の方が入居していると伺っております。

また、新築住宅または中古住宅を取得した転入者の方に対する助成といたしまして、転入者住まい応援事業の交付件数が、平成28年度と平成29年度の合計で27件でございます。そのうち4件、4世帯の方が日野自動車の従業員の方でございます。4世帯で13人になりますが、新婚家庭の方や子育て世帯の方も移住をしております。

ご質問の2点目、本社機能の移転の実態についてでございますが、2011年1月に本社工場の移転が発表されました新聞記事によりますと、本社機能や技術開発機能は日野市に残すということでございますが、現在古河工場の生産体制の整備を進めている状況で、今後の方針や計画については検討中であり、まだ公表できる段階ではないと伺っております。議員各位のご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

この件につきましては、現在裁判中でありますので、答弁を差し控えていただきます。

なお、一般的なことですが、議員ご承知のとおり、起訴を理由にした被告人への不利益な対応は、いかなる理由であっても基本的人権の侵害であると考えております。特に政治家である議員におかれましては、日本国憲法にあります基本的人権を尊重すべきであり、発言には十分留意をお願いしたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

次に、日野自動車の古河工場進出における現在の進捗状況につきましては、企画財政部長が答弁したとおりでございますが、古河工場の移転につきましては、進出前の時期から日野の本社や茨城県と連絡を密にし、意見交換、協議をしながら町としての協力、支援をしております。

また、古河工場への移転に伴う従業員の異動につきましては、茨城県や関係市町村と連携をし、支援策や町のPR活動を進めてまいりました。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住に対する支援策や、本町の教育環境、生活環境など、従業員に対しても八千代町のよさをPRしてまいりました。私も、東京の本社や古河工場に出向きまして、意見交換や町のPRに努めたところでござ



います。

古河工場につきましては、平成29年の9月から本格稼働したということでございますが、平成29年6月7日に古河工場のお披露目がございます、地元首長としてご招待を受けまして、大型トラックである新型のプロフィア、中型トラックのレンジャーを見せていただき、組み立てラインの見学もさせていただきました。

役員の方にも意見交換をしてみましたが、役員の方からは「日野自動車は八千代町の地元企業である」というお言葉をいただいておりますので、今後とも連携を密にして雇用の確保や移住・定住の促進について考えております。

本社移転につきましては、2011年1月に工場の移転が発表されたプレス発表では、本社機能は日野市に残るとのことでしたが、現在古河工場の生産体制の整備を進めている状況で、今後の方針や計画については検討中であり、まだ公表できる段階ではないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

また、議員の交通事故等におかれましては、通告ありませんが、答弁を差し控えさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま企画財政部長あるいはまた町長の私に対する質問を受けてお答えをいただいたわけでありますけれども、これを受けた中で再質問させていただきたいと思います。

今における部分については、まず個人情報保護法の問題については、私は基本的に刑事事件として刑法上の適用の中でやって、この部分の町長が今おっしゃられたように、公判が続いているわけでありますので、公判中でございますので答弁は差し控えると、予想どおりのお答えでありますから、これはこれでいいことであります。

しかし、ここからが1つ私との考え方の違いなのです、町長。では、刑事事件として、あるいはまたそういうふうな日本の国には一つの流れがありまして、何かがありますと、まず警察が来ます。警察が、これは事件として十二分に立証できるあるいはまた大変なことだということで、逮捕するかしないかを多分に検察庁に話を聞いて、逮捕できるということになるといわば警察が逮捕すると。そうすると、警察が逮捕して留置場に入れ

られた身の中で何日間の中で、2日間の警察留置から49時間目からその犯罪を犯した者は検察の手に渡るわけです。今度検察が警察との連携を捉えながら、事件は検察がそれを受け取るか受け取らないかの話になってくる。検察が受け取るとなると、俗に言う書類送検になるわけです。書類送検されたということは、検察の中にそのいわば被疑者は委ねられると。

先ほど私が申し上げたように、検察はそれをもとに審議した中で起訴するか、不起訴にするか、処分保留にするかあるいはまた却下するか、そういう3つ、4つのあれを選ぶわけです。しかし、今町長の一つのこの件は、検察において3つ、4つの条項の中で最高級事案に当たる起訴という、この人は完全な犯罪者だと、こういうふうにつまえたのだという認識で、普通であるならばいなければならないし、だけれども、一番先に私も申し上げたように、公民権というか、選挙によって選ばれた人間でありますから、それに対する礼を尽くしたこともあり得るものでありましょう。あるいはまた瀬戸井から逃亡するおそれもないから、あるいはまた検察が持っている書類等も、あるいは証拠物件からすれば証拠隠滅がされても、決してそれは何ら問題ないということで在宅起訴したのです。それを我々議員も一般町民もちゃんと認識しなくてはならないのです。それがあたかもそういうものが八千代町は何でもオーケーなのだということは、今事が、時間が過ぎていくというのが私の偽らざる心境です。

ですから、今回の問題においても、町長が言う裁判において、私が言っているように、支障はないのかという話を言ったときに、支障はボディブローのように八千代町にきているのです。旅行へ行ったら先にいって、どこですか、茨城県。ああ、あの町長のところかと。下妻の市長選である人が、こういうふうに言っていたそうです。何で八千代町長なんか呼んだのだと。とんでもない話だということを告示の日に言ったそうです。

あるいは私も耳にすることは、小学生はそこまでのあれはありませんけれども、中学生は、何で町長、一つのあれに出ているのですかと、そういう話になるのです。よその自治体の議員らにも言われます。何で広域だ何だに出てくるのだって。そういう支障はないのですかということ、私はそのことを言って支障はないのですかということ、町長が言われるように何ら裁判が終わるまでは、自分の身が甲乙つけるまでは最高裁まで何ら関係ないのだという生き方を私は今回の月日の中でつくづく感じています。

これからの刑法上における一つの法律に違反した部分の中で、八千代町に倫理条例をつくらうが、あるいは何を設定しようが、何ら関係ないのですよ、倫理なんか関係ない

のだもの。道徳も関係ないのだもの。八千代町はいいのですよ。何か罰則に触れたり、刑事事件に踏み入っても、大丈夫だよ、俺は知らないと言っていけば最高裁までいけば、それで済む話だからということが八千代町にそういうことがひとり歩きしているのならいいですが、蔓延しているのです。そのことを町長によく自問自答し、またそういう考えの声なき声がある。私が言っていると、何か政治家で、あるいはまた政敵な部分の中で言っているのだろうということにとられがちですけれども、それはそれでとられてもいいでしょう。しかし、現実には八千代町の職員も町民も、どこのドライブインでインターチェンジのパーキングエリアであっても、茨城県結城郡八千代町の町民だといって、ああ、メロンのところかと、白菜のところかと、キャベツのところかと言ってもらえるような町に私はしたいなと思います。ああ、あのときのテレビに出ていたあれかと、新聞に出ていたあれかと。俺の親戚もいるのだよと。八千代に帰れない、しばらく。そういう人も中にはいるのだということ、物を売ったり買ったりしてそこに売買が成立して、物事が全てだということではなくて、やはり違うものが型にはまったことではないものが八千代町でこのことによって相当なダメージを受けて、八千代町のイメージは最低に失墜しておりますので、私はそのことだけは十分に、公判に差し支えますからお答えは要りませんので、私なりの考え方を篤と述べておきたいと思います。

あと、日野自動車の関連については、若干今企画財政部長からありましたし、また町長からもありましたけれども、現実にはなかなか本社が古河へ来るということは、ここ1週間、10日の話でもほど遠い話であるのだろうと。あるパーティーで、町長もそのとき同席していたかわかりませんが、ある人が「本社機能も間もなく来ますから」と挨拶したら、慌てて駆け寄って、「ちょっと待ってください。そのことは言わないでください」と言ってとめられたということもあったようです。

しかしながら、我々、私の自宅も距離にして1キロと満たないところに住んでいますので、天下の日野自動車、トヨタ自動車もいわば部分においてこれから八千代町の西部の先端に位置しているものたちにとっては、広域農道がもう二十数年前から30年近くあったわけでありましてけれども、あの地域の道路が今は昇格して、我々あの当時は地元で苦勞が一度に来ましたから、八千代高校の敷地が1反ぶり、坪1万5,000円で450万円、そして東電の線が後ろを通るのに、上を通るだけの線下補償だけで坪1万円、上を通っただけで1反ぶり300万円もらえて、広域農道は農林省管轄で農免道路ということなので、1反ぶり60万円、坪2,000円であの土地は、今日野自動車関連でいる八千代高校の近

辺の人たちは売ったのです。3つのことを同じ家でやって私は何人にも何十日も夜に行って怒られて謝ったことがあります。高校をつくるのに450万円かよと。上に線が通るだけで300万円かよ、1反ぶり。道路が通るからとって、60万円の土地なのかと。それで売らなくてはならないのかと。俺の家の同じ土地だぞ、こう言われたことも今思い出しております。

そういう中で成り立った部分で、今においてはあと5年ぐらいの間には125号線から含めて、あの広域農道が4車線に多分昇格してくるはずでありますし、笠間から結城を通過して、八千代の赤岩の田んぼ地帯から西大山に上がって4車線が上がってくると。そこから125号線の厨菜や くらもちは、今度西側に行って、いわば歯医者さんが向こうへ新しく建てかえて向きを変えると、そういう犠牲を払いながらやるところでありますので、できれば日野自動車を地域として、先ほど町長も言ったように、盛り立てていただいて、そして少なくとも八千代町の住民が恩恵を受けるような行政を、加えてまたいろんな施設等も日野関連の中で日野はトヨタグループなのだということで全て仕切られることのないように、地域の地の利というものを十分に生かしてもらえればありがたいと思います。

最後に、町長、先ほど国府田議員に答弁したその給料をもらっている分については、条例に基づいて支払っているのだということが正しいのか、条例に基づいて私はもらっているのですというのが正しいのか、その1点だけお聞かせをいただいて、私の質問はこれで終わります。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま大久保敏夫議員から質問のあった、国府田議員の文言の修正等でございますが、文言が不適当な場合には後で修正を議長に頼んで修正したいと考えております。

（「文言じゃないだろうよ。どっちだと聞いているのだよ。どっちでもいいよ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 私の立場は、条例に従って支払われているということでございます。議会答弁で私がもらっているということはまずいので、支払われているという法律上の言葉でなっているわけでございます。不適当な場合は修正したいと思います。

（「支払われた人は大久保司町長なの」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 支払われているのというのは、この条例の正式な言葉です。

（「だから、私が払って私がもらったのだろう。それでいいの  
うよ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

（11番 小島由久君登壇）

11番（小島由久君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

1点目として、町のバス運転手の業務委託について質問をいたします。町に運転手を派遣している会社と運転手の業務委託については、1年契約であり、運転手も1年契約では次の年はどのようになるのかわからないと心配して、1年契約ではなく、3年ないし5年の長期契約をしていただきたいと、運転手より会社に訴えがあり、会社としても運転手が安心して働けるように3年、5年ぐらいの長期契約にしていだきたいと、運転手を派遣している会社社長のお願いの言葉である。同じ会社を多年使っているのに、1年1年契約をしているその理由について、町長の答弁を求めます。

2つ目として、運転手の業務委託については、1年1年の契約では会社としても大変心細いことであり、安心して送り出すことができる3年ないし5年の長期契約をしてい  
ただきたいという要望に対し、私も同じ会社とこれからも契約を結ぶ考えがあるのなら長期契約をしてい  
ただきたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

2点目として、教育後援会の解散と見直しについて質問いたします。1つ目として、教育後援会を解散した場合、町が教育後援会費全額負担してもらえるか質問をいたします。各小学校の平成29年度支出決算額については、次のとおりである。川西小学校が76万8,708円、西豊田小学校が236万5,006円、安静小学校が125万1,151円、下結城小学校が100万9,348円、中結城小学校が158万8,586円で、合計698万3,500円。また、東中学校が331万3,549円、八千代第一中学校が405万9,052円、中学校合計737万2,601円。小中合わせますと1,435万6,150円となります。

他の小学校4校と東中学校の詳細については確認していませんのでわかりませんが、中結城小学校と八千代第一中学校の詳細については、教育後援会役員として総会に出席  
しておりますので、内容については確認しております。

中結城小学校の教育後援会の総会が30年4月13日、学校の会議室で行われ、平成29年度の事業報告、収入支出の決算が報告され、支出の22項目の決算の中に、1つ大きい項目が教育活動補助費として10項目あり、その中の一つが特別支援学級費、特別学級補助として5万1,688円、2つとして教育教具購入費としてミシン、手動黒板、大定規等が15万9,669円、3つとして教育研究補助として道徳書籍と研修用書籍等が8万1,376円、4つとしてコピートナーとして複合機リース代、印刷代等が24万9,566円、5つとして用紙インク費がインクとケント紙8万7,079円、5項目で金額が62万9,378円。特にこの5項目の金額については、町に負担してもらわなければならないと、役員全員が一致し、校長が町に要望することになっています。

また、八千代第一中学校の総会が30年4月26日、ビ・アーンジュ結城家で午後6時から開催。平成29年度事業報告、収入支出額が報告され、10項目ある中で、1つとして備品費として印刷機レンタル、インク代等が24万3,446円、2つとして文化部援助費として楽器代28万8,360円、3つとして研究助成費として研修会資料代、研究会参加等が30万3,404円、3項目の金額が合計83万5,210円の項目、金額についても町で負担してもらわなければならないと、全員一致で決まり、これもやはり校長が町に要望することになっています。

また、教育後援会費は学校の教育事業費であり、町が全額負担すべきであるという意見も出ました。他の4校の小学校、東中学校においてもいろいろな意見が出たものと思いますので、内容を確認して町が全額負担すべきであると思います。このような内容を踏まえて教育後援会を解散すべきである。

そこで2つとして、解散の理由として教育後援会は八千代町だけで、近隣市町では教育後援会はなく、全て市町が負担しているということである。八千代町で教育後援会会費は、各行政区の組合員に入っている家庭が、子どもが小中学校に上がっている家庭、上がっていない家庭も同じに小学校1,200円、中学校1,200円、合計2,400円を納めている。問題はこれからである。また、組合に入っていない家庭では、子どもが学校に上がっていても教育後援会費は納めていないということである。これから先はアパートに住む家庭、新しく町に移住してくる家庭の方々は、行政区の組合に加入してくれる家庭は少ないと思います。だとしたら、昔から組合に入っている組合員だけが親の代、子ども、孫、曾孫、その先々まで納めることになる。これでは余りにも不公平であると組合員の多くの方が見直しをする時期であり、解散をして町に負担してもらわなければならないという声

が多く聞こえますので、組合員の声を尊重して、私も解散して近隣市町と同じように町が全額負担すべきであると思いますが、町長の答弁を求めます。

また、特に八千代第一中学校の大きい金額が体育振興費である。内容は、中体連分担金と総体バス代等である。金額が231万7,594円である。バス代等は、町のバスを利用することで大きく削減できると思います。また、会議費、総会、懇親会として中結城小、第一中学校合わせて35万6,387円、これも解散すれば削減できると思います。

再質問はいたしませんので、教育後援会を解散した場合、平成29年度決算額、教育後援会費1,435万9,052円を町が全額負担してもらえるのか、町長の答弁を求めます。ただし、平成29年の決算額なので、あくまで参考にしていただきたいとお願いを申し上げます。

最後に、町長の理解と前向きな検討、よい答弁を期待して、私の一般質問を終わりますが、もう一つ前の質問と関連がありますので、私の要望として消防団、交通安全協会の会費について要望いたします。消防後援会会費は1,600円、交通安全協会会費が1,200円、合計で2,800円を組合員が納めている。この会費も教育後援会と同じように、組合に入っている家庭が納めている。組合に入っていない家庭は納めていない。消防団員は八千代町全地区の家庭の人命、財産を守ってくれる。自分の仕事を持ちながら消防団員として突然発生する災害、例えばその他の火災を初め、アパート、一般家庭、納屋、会社事務所、工場等に火災が発生した場合、日中、夜中にもかかわらず出動して消火に当たる消防団員の皆さんである。

また、平成27年9月10日の大雨により鬼怒川が増水し、川西・高崎地区の堤防が崩壊寸前の中、命を張って土のうを積み、崩壊を防ぐため一生懸命に対応してくれた消防団員の皆さん方である。

また、交通安全協会の皆様方には、交通事故を少しでもなくするために、朝早くから街頭に立ち、交通安全のPR。また、各学校の運動会の交通整理、町の夏祭り初め、町の各行事の交通整理に当たっている。

消防団、安全協会の皆様方は、八千代町の人命、財産を守るために、日夜活躍していただいている。そのためにも、いつどこで災害が発生するかわからないと思います。だとしたら、組合員だけではなく、組合に入っていない八千代町に住んでいる家庭の方々にも後援会会費を納めてもらうべきではないかと思います。八千代町を守っていくためにも、八千代町に住んでいる全家庭の皆さんで会費を協力し合えば、後援会費2,600円の

ところ、半分1,300円以下になるのではないかと思います。

八千代町の人命、財産を守るために活躍している消防団、安全協会の会費を全家庭で協力し合い、八千代町の皆さん全員で八千代町を守ろうではありませんか。そのためにも組合員以外の方にも会費の協力をお願いすべきであると思いますので、検討していただきたいと思います。これは要望でありますので、答弁は要りません。

これで私の一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

町バス運転業務委託について、1年契約を行っているが、3年から5年の長期契約にできないのかというご質問でございますが、八千代町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則に基づき、バス運転業務を長期に契約することは規則の上では可能となっております。

本町におけるバスの運行につきましては、八千代町バス管理運行に関する規程に基づき、町民のコミュニティ活動、福祉の増進、社会体育の振興、青少年の健全育成を目的として、公的な団体の研修、視察等のために使用しております。

バスの使用期間につきましては、町民バスは初年度登録が平成7年8月で、登録から22年が経過しております。走行距離は、5月末現在で72万9,000キロメートルでございます。また、福祉バスは初年度登録が平成12年1月で、登録から18年が経過しております。走行距離が、5月末現在で61万6,000キロメートルでございます。

両バスともに毎年1回の車検のほか、年3回の定期点検を行い、整備に努めておりますが、故障等のトラブルが出ております。修理費用につきましても平成29年度は約390万円となっております。

バス運転の業務委託につきましては、現在まで単年度で契約を行っている経緯がございますが、バス自体が古くなっており、バスの更新も含め契約方法を再検討していかなければならない時期に来ていると考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。まして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）



教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えいたします。

教育後援会は小中学校ごとに組織されておりまして、会員は地区内居住者、保護者及び本会の趣旨に賛同する者など、学校ごとに会則により定められております。会費につきましても、学校ごとにさまざまありますが、地区内の全戸からではなく、あくまでも会の趣旨に賛同いただいた方から納付いただいているようでございます。

教育後援会の運営につきましても、学校は地域の支援を受けて、学校と地域が一体となって地域の学校として愛されるよう活動しておりますことを、教育委員会は直接関与はしておりませんが、その活動内容は学校から報告を受けてございます。高齢者の家庭が増加し、会員数の減少が予想されますが、会費は学校にとって貴重な財源であります。有効に使用させていただきたいと考えております。

教育後援会は学校教育の振興発展に大きく寄与するものでありますので、今後も趣旨をご理解の上、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号11番、小島由久議員の通告による一般質問にお答えします。

町バス運転業務の委託契約については、単年度契約から3年、5年の長期契約にできないかという質問でございますが、町バスの契約につきましては、ただいま担当部長が答弁したとおりであります。

今後町のバスを更新する際には、運転業務の委託の長期契約も含めて検討してまいりたいと考えております。議員の皆様のご理解をいただくとともに、よろしくお願いさせていただきます。

次に、教育後援会につきまして、先ほど教育次長が答弁したとおりであります。教育後援会は、学校と地域の協力のもとに成り立っており、児童生徒が充実した学校生活を送る上で必要なものと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

（何事か発言する者あり）

議長（上野政男君） 以上で11番、小島由久議員の質問を終わります。

次に、14番、湯本直議員の質問を許します。

14番、湯本直議員。

(14番 湯本 直君登壇)

14番(湯本 直君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある件について一般質問をしたいと思います。

本来なれば、発言の要旨をもっと細かく書いて答弁をいただくわけですが、義務教育に関することということで出していますので、恐らく答弁する側としても大変だと思います。そういう観点から、教育長の義務教育に対する考え方をお聞きして、私の質問を終わりにしたいと考えております。義務教育という問題ですので、漠然とした形になりますが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

子どもの心を考えた個性を伸ばす教育ということで書いてあるのですが、実際は私は子どもの心を知って、その心を育てる、いわゆる子どもの天性を伸ばすという考えであったわけなのですが、なかなか天性という考え方の相違もあると思いますので、私なりに考えると、いわゆる天性というのは、これは生まれつきと、こういうことが言えますので、持って生まれた魂だと、こういうふうに私は考えております。

子どもを教育するというのは、学校教育はこれはもう一番大切なことなのですが、1つには家庭の教育というのも見逃すことができない教育であろうと思います。やっぱり人間のその個性を伸ばすのにはどうしたらいいかと、これはみんなで考えなければならぬ問題であって、当然この学校教育に関しては、いわゆる教育行政については現場を支える教育というのが教育委員会の教育基本法にあるわけでございますので、市町村においては教育行政に携わる公務員の人が、いわゆる教育委員会が真剣に考えなければならぬ大きな問題だと、こういうふうに考えています。

私は、明治憲法下の中で学校教育を受けた。それから、その後社会人になってからは、今の民主主義の憲法のもとで生活をしていると、非常に混合した生活をしているわけですが、昔この前の一般質問で言ったけれども、子どもは親の背を見て育つのだということも私申し上げましたけれども、生まれてくるときにみんな子どもはちゃんと手を握って生まれてきているのです。生まれてくる手の中には、昔私が聞くのには、一生食うだけの米を握ってくるのだと、それがやっぱり生まれつきなのだ、こういうことをよく年寄りから聞かされたことがあるのです。生まれてくるときにみんな生まれてくる子どもは全部握って生まれてくると、そういうことなのです。

子どもには生まれつき、いわゆる個性というのがあるのは間違いないにしても、一つの教育という手段を通して人間というのはつくられるわけですので、学校教育に対しては政治的な関与を入れないで教育をしていただきたいと、こういうのが私の第一の望みであるわけでございます。生まれつきだと言っても、やっぱり教育によっては変わるわけですので、ぜひひとつ教育委員会としては教育長初め、真剣に一つその問題を考えていただきたいと。

それから、幼児教育の大切さということもいろいろ新聞等でも出ていますが、とりあえず胎内教育10カ月を受けるうちに、いわゆる音楽を聞きながら幼児教育もするのだと、こういうことまで言っているので、確かにその教育の大切さというのはつくづく感じるわけでございますから、今おなかに入っているうちに音楽を聞かせて、あるいは教育するのだというようなそういうことも言われておるようでございますので、幼児教育の大切さと、あるいは家庭教育の大切さと、そして学校教育という、いわゆる父兄と一緒にあって家庭が主役になって、そして進めるべきだと、こういうふうに考えています。

なかなか幅広い教育ということを申し上げますと、問題が多いわけで、今小島議員が申し上げるように、学校教育のほかに義務教育は無償とするという憲法でちゃんと明記してあるにもかかわらず、そういう負担を強いていると、こういう問題点もあるわけです。やっぱり教育に対しては一生懸命自分の考えと違った考えのもとに寄附をしている方もいる。あるいはふるさと創生などで寄附した方は、何に使うということではなく、いわゆるその寄附をしていると、そういうふうな特殊な方もありますので、非常にこの教育に関しては難しい問題があると思います。

私から申し上げますと、子どもの教育というのは本当に学校教育だけでなく、家庭の教育も本当に大切だと、こういうふうを考えていますので、連携するというわけにもなかなかいきませんが、PTA活動あるいはPTAとの懇談会等を立ち上げて、そして教育のいわゆる現場の声とすり合わせをしていく。特に大変だと思うけれども、女性の方が社会進出を今希望している場合ですので、PTAの役員等については男性でなく、女性の方がしっかり受け持ってもらえるような形で、東中などはPTAの会長を女性がやっておるようでございますので、大したものだなということで、東中は女性の方が今回で3人ぐらい私が記憶している中ではやっておるわけでございますので、そういうのも一つ学校側としていろんな会議の場でもっとその活動の輪を広げてもらうように、私からも特にお願いをしたいと思います。

政治的な影響を受けないで、そして子どもが伸び伸びと生活ができるように、教育委員会として、あるいは教育長としてはやっぱり指導的立場でぜひお願いをしたいと。赤松教育長は、学校の先生も校長までやった人ですので、教育に対しては恐らくベテランでございます。そういう観点から、ぜひひとつこの学校教育に対しては真剣にやっていると思いますが、さらに私から申し上げた点も重要なことだと考えていますので、ひとつよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終わりにしたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。答弁だけいただければ再質問はいたしませんので、ひとつよろしくお願います。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） それでは、議席番号14番、湯本直議員の通告による一般質問にお答えいたします。

現在グローバル化とか、AIの進出とかによって、非常に将来が予測しにくくなっています。私は、子どもたちにみずからの人生を自分で切り開く力、そういった力を身につけさせて、社会に送り出すことが学校教育の責務であるというふうに常々考えております。そのためには、湯本議員がおっしゃるように、子どもの心を考えた個性または天性、そういったものを伸ばす教育は非常に不可欠で大切なものであるというふうに思っています。

日本の高校生は、外国の同世代の高校生と比べて、自分の能力に非常に悲観的である。自分はだめな人間だと思うことがあると答える割合が高いという結果をこの間目にしました。そうしたことから、やはり児童生徒一人一人の個性を生かして、今後の大きな社会の変化に対応できる子どもたちを育成していくことを狙いとして教育実践をさらに深めていければというふうに考えています。

1つ目に、学校は小さな成功体験を繰り返す場であり、その成功体験の積み重ねが自信となって、いわゆる自尊心や自己肯定感、こういったものを高めていくと考えています。授業はもちろんのことですが、学校行事、校外活動、中学校の部活動、こういったものを通してさまざまな体験をすることで、子どもたちに自信を持たせるとともに、温かい学級を基盤として、認める、褒める、励ますといった実践を繰り返しながら成功体験の後押しをしたいと思っています。

2つ目に、小学校での読書活動は子どもたちの心に大きく影響すると言われてしています。

また、自分の可能性を引き出す大きなきっかけにもなります。小学校4年生、5年生、6年生では、全員50冊以上の読書を町全体で推進しております。また、フォーラムや地域とのふれあい活動など、こういったものを開催し、友達のよさを発見したり、よりよい行いを発表したりすることで、豊かな心を育てていきたいと思っています。

3つ目に、中学校です。中学校では、夢を語る生徒を育てたいというふうに考えております。職場体験学習、高校見学、八千代高校との連携などを通して、将来の自分を語るそういった中学生を育成していきたいと思います。また、生徒会を中心とした学校行事を進める中で、生徒同士のきずなを深める機会を大事にし、一人一人に合った個性を伸ばす教育を実践していければと考えております。

最後に、2020年より新学習指導要領が実施される予定であります。今回の改訂では、新しい時代に必要となる資質能力の育成、これが改善の大きなポイントになっています。子どもたちがどのように学ぶかという学びの質を重視した授業改善を図り、児童生徒一人一人の夢の実現につながる確かな学力の向上を図っていきます。外国語、それからプログラミング教育、特別な教科道徳などを通して、児童生徒の将来を見据え、教育実践を進めていく所存であります。

これらの実践をしていくことで、先ほど議員からご指摘がありました幼児教育、それから家庭教育も含め、一人一人の子どもの心考えた個性を伸ばす教育を目指していきたいと考えております。

今後とも学校教育への深いご理解とご協力をお願いいたします。湯本議員さんの力強いご支援のお言葉をいただいたと捉えさせていただきまして、全力で学校教育に取り組みさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で14番、湯本直議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

---

## 日程第2 閉会中の継続調査の件

議長（上野政男君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長の報告どおり閉会中の継続調査と決定したいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長(上野政男君) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってきております。皆様におかれましては、何かと多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意をされまして、またそれぞれのお立場でご活躍をご期待申し上げます。平成30年第2回定例会を閉会といたします。

(午後 零時18分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 上 野 政 男

署 名 議 員 生 井 和 巳

署 名 議 員 大 久 保 武